平成２１年第２回臨時会

三　沢　市　議　会　会　議　録

第１号（平成２１年１１月２６日）

◎議事日程

第１　開　　会
第２　会議録署名議員の指名
第３　会期の決定
第４　諸 報 告

（本臨時会に提出された事件）

第５　議案第77号　専決処分の承認を求めることについて（平成２１年度三沢市一般会計補正予算（第４号））
第６　議案第78号　職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
第７　議案第79号　三沢市特別職の職員の給料等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
第８　提案理由の説明

日程第５から日程第７までの議事
１．委員会付託省略
２．議案の説明
３．質疑・討論・採決

◎本日の会議に付した事件

第１　開　　会
第２　会議録署名議員の指名
第３　会期の決定
第４　諸 報 告

（本臨時会に提出された事件）

第５　議案第77号　専決処分の承認を求めることについて（平成２１年度三沢市一般会計補正予算（第４号））
第６　議案第78号　職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
第７　議案第79号　三沢市特別職の職員の給料等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
第８　提案理由の説明

日程第５から日程第７までの議事
１．委員会付託省略
２．議案の説明
３．質疑・討論・採決

◎出席議員（１９名）

議長	１番	馬　場　騎　一　君
副議長	１７番	山　本　弥　一　君
	２番	瀬　崎　雅　弘　君
	３番	奥　本　菜保巳　君
	４番	加　澤　　明　君
	５番	鈴　木　重　正　君
	６番	藤　田　光　彦　君
	７番	天　間　勝　則　君
	８番	太　田　博　之　君
	９番	附　田　　一　君
	１０番	堀　　光　雄　君
	１１番	春　日　洋　子　君
	１３番	西　村　盛　男　君
	１４番	小比類巻　正　規　君
	１５番	小比類巻　雅　彦　君
	１６番	舩　見　亮　悦　君
	１８番	堤　　喜一郎　君
	１９番	小比類巻　種　松　君
	２０番	森　　三　郎　君

◎欠席議員（１名）

１２番　野坂篤司君

◎説明のため出席した者（２６名）

市長	種市一正君
副市長	大塚和則君
政策財政部長	澤口正義君
総務部長	工藤智彦君
民生部長	宮崎倫子君
健康福祉部長	米田光一郎君
経済部長	桑嶋豊士君
建設部長	吉田幸男君
上下水道部長	月館　孝君
政策推進監	野々宮忠良君
政策財政部参事 兼政策調整課長	佐々木卓也君
政策財政部参事 兼財政課長	鳥谷部　斉君
総務部参事 兼秘書課長	今村哲也君
総務部参事 兼契約検査室長	島中功悦君
民生部参事 兼生活環境課長	山村　達君
健康福祉部参事 兼介護福祉課長	尾形　豊君
総務課長	繋　範雄君
健康推進課長	平出修一君
会計管理者	宮古直志君
三沢病院事務局長	大澤裕彦君
三沢病院事務局参事 兼管理課長	小笠原雅義君
消防長	糸井健二君
教育委員長	熊野　稔君
教育長	横岡勝栄君
教育次長	中村健一君
監査委員	佐治　孝君

◎職務のため出席した職員

事務局長	川代一男君
次長	村井拓司君
庶務係長	河村健康君
主査	織笠信吾君
主事	鳴海　拓君

◎会議録署名議員

１０番　堀　光雄君

１１番　春日洋子君

午前１０時００分　開会

◎日程第１　開　　会

○議長（馬場騎一君）　出席議員は定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

これより、去る１１月１９日告示招集されました平成２１年三沢市議会第２回臨時会を開会いたします。

なお、本日、執行部より正誤表が提出されておりますので、御了承願います。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事は、お手元に配付しております議事日程第１号をもって進めます。

◎日程第２　会議録署名議員の指名

○議長（馬場騎一君）　日程第２　会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、１０番堀光雄議員、１１番春日洋子議員の両氏を指名します。

◎日程第３　会期の決定

○議長（馬場騎一君）　日程第３　会期の決定を行います。

お諮りします。

今臨時会の会期は、本日、１１月２６日、１日としたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（馬場騎一君）　御異議なしと認めます。

よって、会期は、本日、１１月２６日、１日と決定しました。

◎日程第４　諸報告

○議長（馬場騎一君）　日程第４　諸報告は、印刷してお手元に配付したとおりです。御了承願います。

◎日程第５　議案第７７号から
日程第７　議案第７９号まで

○議長（馬場騎一君）　日程第５　議案第７７号から日程第７　議案第７９号までの３議案を一括上程します。

提案理由の説明を願います。

市長。

○市長（種市一正君）　おはようございます。

本日ここに、平成２１年三沢市議会第２回臨時会開会に当たり、提案いたしました議案につきまして、その概要を御説明申し上げまして、御審議の参考にしていただきたいと存じます。

まず、議案第７７号は、平成２１年度三沢市一般会計補正予算（第４号）についてでありますが、新型インフルエンザの感染防止策として、国が定めたワクチン予防接種費用の優先接種対象者に対する助成が緊要となったため、地方自治法第１７９条第１項の規定により専決処分いたしましたので、議会の承認を求めるものであります。

次に、議案第７８号は、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてであります。

青森県人事委員会の給与等に関する勧告に基づく県の職員の給与改定に準じまして、職員の給料月額並びに期末手当及び勤勉手当の額を改定し、並びに住宅手当にかかわる支給対象職員の範囲を改めるため、提案するものであります。

次に、議案第７９号は、三沢市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありますが、青森県の特別職の職員の期末手当の額の改定に準じまして、三沢市特別職の期末手当の額を改定するため、提案するものであります。

以上、提案いたしました議案の概要を御説明申し上げましたが、議事の進行に伴い、本職並びに関係部長から詳細に御説明申し上げたいと思います。

何とぞ慎重なる御審議の上、原案どおり御議決、御承認賜りますようお願いを申し上げます。よろしくお願いします。

○議長（馬場騎一君）　お諮りします。

本日の臨時会に提出されております議案の

審議につきましては、会議規則第３７条第３項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（馬場騎一君）　御異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略します。

◎日程第５　議案第７７号

○議長（馬場騎一君）　日程第５　議案第７７号を議題とします。

当局の説明を求めます。

政策財政部長。

○政策財政部長（澤口正義君）　議案第７７号、専決第９号平成２１年度三沢市一般会計補正予算（第４号）の概要について御説明申し上げます。

専決要因といたしましては、新型インフルエンザの感染防止策として、国が定めたワクチン予防接種費用の優先接種対象者に対する助成が緊要となったため、地方自治法第１７９条第１項の規定により専決処分したものであります。

この結果、補正総額は、歳入歳出ともに４,７３０万円の増額補正で、既定額との累計では１９４億２,７９０万円となり、前年度最終予算額との比較では１１億７,８３９万２,０００円、率にいたしまして５.７％の減となったところであります。

以下、予算書２ページの第１表歳入歳出予算補正に基づき、歳入から御説明いたします。

１４款の国庫支出金につきましては、１,３５０万円の増額補正をいたしております。１５款の県支出金につきましては、６７５万円の増額補正をいたしております。１９款の繰越金につきましては、前年度繰越金２,７０５万円の増額補正をいたしております。

次に、歳出について御説明いたします。

４款の衛生費につきましては、予防費に計上しております新型インフルエンザ対策事業費を４,７３０万円増額補正いたしております。

以上が、平成２１年度三沢市一般会計補正予算（第４号）の概要でございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（馬場騎一君）　それでは、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（馬場騎一君）　ないようですので、質疑を終結します。

続いて、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（馬場騎一君）　ないようでございますので、討論を終結します。

これより、採決します。

議案第７７号は、原案のとおり承認すべきものと決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（馬場騎一君）　御異議なしと認めます。

よって、議案第７７号専決処分の承認を求めることについて（平成２１年度三沢市一般会計補正予算（第４号））は、原案のとおり承認と決しました。

◎日程第６　議案第７８号

○議長（馬場騎一君）　日程第６　議案第７８号を議題とします。

当局の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（工藤智彦君）　議案第７８号職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

議案書の３ページをごらんいただきたいと思います。

この議案は、青森県人事委員会の給与等に関する勧告に基づく県の職員の給与改定に準じ、職員の給料月額並びに期末手当及び勤勉手当の額を改定し、並びに住居手当に係る支給対象職員の範囲を改めるため、提案するものであります。

議案書の４ページをごらんいただきたいと思います。

第１条における職員の給与に関する条例の一部改正は、自宅に係る住居手当の廃止と、１２月に支給される期末手当の支給割合について規定しております。

内容につきましては、職員の自宅に係る住居手当については廃止するものであります。また、１２月に支給される期末手当の支給割合を、一般職については１００分の１５５から１００分の１４５に、再任用職員については１００分の８０を１００分の７５に、それぞれ引き下げるものであります。

次に、別表第１、別表第２並びに別表第３イ及びウは給料表の改正で、国及び県の給料表に準じ、初任給を中心とした若年層の適用者については据え置き、それ以外の職員については平均で０．２％引き下げるものであります。

次に、議案書の１５ページをごらんいただきたいと思います。

第２条における職員の給与に関する条例の一部改正は、平成２２年４月１日から施行されるもので、平成２２年６月に支給される期末手当の支給割合並びに勤勉手当の支給割合を規定しております。

内容につきましては、平成２２年６月に支給される期末手当の支給割合を、一般職については１００分の１４０から１００分の１２５に、再任用職員については、６月に支給される期末手当の支給割合を１００分の７５から１００分の６５に、１２月に支給される期末手当の支給割合を１００分の７５から１００分の８０とするものであります。

また、６月及び１２月に支給される勤勉手当の支給割合を、一般職については１００分の７２．５を１００分の７０に、再任用職員については、１２月の支給割合１００分の４０を１００分の３５にすることにより、６月及び１２月ともに１００分の３５とするものであります。

次に、第３条における職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正は、これまで経過措置として、現在、給料月額が平成１８年３月３１日に支給されていた給料月額に達していない職員には、減給補償としてその差額を支給しておりましたが、給料表の改正により、差額を支給されている者については、平成１８年３月３１日に支給されていた給料月額に１００分の９９．７６を乗じて得た額を支給することを規定しております。

附則第１項につきましては施行日を規定しており、第２条については平成２２年４月１日からとし、それ以外については平成２１年１２月１日からとするものであります。

附則第２項につきましては、平成２１年１２月に支給する期末手当について、減額調整する特例措置を規定しております。

次に、議案書の１７ページをごらんいただきたいと思います。

附則第５項につきましては、職員の期末手当の額を１０％減ずることを規定している職員の給与の特例に関する条例を廃止するものであります。

附則第６項につきましては、企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正で、職員の給与に関する条例と同じく、自宅に係る住居手当を廃止することを規定しております。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（馬場騎一君）　それでは、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（馬場騎一君）　ないようですので、質疑を終結します。

続いて、討論を行います。

なお、討論の通告がありますので、発言を許します。

３番奥本菜保巳議員。

○３番（奥本菜保巳君）　議案第７８号職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、反対の立場で討論いたします。

国家公務員給与法改定案の質疑が、２０日の衆議院本会議と同日の総務委員会で行われ、日本共産党の塩川哲也議員が法案の中身

をただしました。

同法案は、自公政権のもとで出された８月の人事院勧告に基づき、国家公務員の給与とボーナスを大幅に引き下げるというものです。１人当たり年平均１５万４,０００円という過去最大規模の減収を押しつけるものです。国家公務員と、その給与に準拠する地方公務員、さらには民間の給与と、景気にも深刻な影響をもたらすもので、デフレに拍車をかけることになります。

原口総務大臣は、民間で働く人たちが苦しいから、公務員も同じように給与を減らすべきだという単純な議論は危険でありとしながらも、悩ましい決断と答弁しています。

塩川議員は、人事院勧告そのものが旧政権の圧力でゆがめられている、その検証もなしに、法案をそのまま出したことには同意できないと表明しました。

さて、地方においてですが、国家公務員の給与に準拠する地方公務員はその影響を受けることになりますが、国家公務員には手当てされる地方手当というものが、地方公務員にはほとんどありません。要するに、地方公務員は、国家公務員以上に打撃を受けることになります。

また、三沢市は、公務員の割合が高い性格上、その給与が減ると税収が減り、地域の経済、とりわけ市内の飲食店の売り上げに悪影響を及ぼすのではないでしょうか。

また、三沢市は、国家公務員と地方公務員の給与を比較したラスパイレス指数を見ても、六戸町、七戸町、おいらせ町よりも低い数値になっており、これ以上引き下げる必要はありません。今回の職員の給与、一時金引き下げは、民間に悪影響を与え、地域の全体の賃金水準の引き下げにつながり、三沢市の経済に一層の打撃を与えてしまいます。

以上の趣旨から、職員の給与、一時金引き下げには反対を表明いたします。

○議長（馬場騎一君）　ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（馬場騎一君）　ないようですので、討論を終結します。

これより、採決します。

この議案は、起立により採決します。

議案第７８号は、原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（馬場騎一君）　起立多数です。

よって、議案第７８号職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決と決しました。

◎日程第７　議案第７９号

○議長（馬場騎一君）　日程第７　議案第７９号を議題とします。

当局の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（工藤智彦君）　議案第７９号三沢市特別職の職員の給料等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

議案書の１９ページをごらんいただきたいと思います。

この議案は、青森県の特別職の職員の期末手当の額の改定に準じ、三沢市特別職の期末手当の額を改定するため、提案するものであります。

議案書の２０ページをごらんいただきたいと思います。

第１条における三沢市特別職の職員の給料等に関する条例の一部改正は、市長及び副市長の平成２１年１２月に支給される期末手当の支給割合を、１００分の１７０から１００分の１６０に引き下げるものであります。

第２条における三沢市特別職の職員の給料等に関する条例の一部改正は、平成２２年６月に支給される期末手当の支給割合を、１００分の１６０から１００分の１４５に引き下げるものであります。

なお、この三沢市特別職の職員の給料等に関する条例の改正に伴い、この条例を準用し

ている三沢市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例及び三沢市教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例においても同様に、期末手当の支給割合が改定されるものであります。

附則につきましては施行日を規定しており、第１条については平成２１年１２月１日からとし、第２条については平成２２年４月１日からとするものであります。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（馬場騎一君）　それでは、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（馬場騎一君）　ないようですので、質疑を終結します。

続いて、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（馬場騎一君）　ないようですので、討論を終結します。

これより、採決します。

議案第７９号は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（馬場騎一君）　御異議なしと認めます。

よって、議案第７９号三沢市特別職の職員の給料等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決と決しました。

○議長（馬場騎一君）　以上で、本臨時会に付議された事件はすべて議了しました。

これをもって、平成２１年三沢市議会第２回臨時会を閉会します。

御苦労さまでした。

午前１０時２３分　閉会

地方自治法第１２３条第２項の規定により、ここに署名する。

平成　　年　　月　　日

三沢市議会議長　　馬　場　騎　一

会議録署名議員　　堀　　光　雄

会議録署名議員　　春　日　洋　子